

茨城県介護サービス情報公表制度における調査に関する指針

この指針は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項の規定に基づき、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して、茨城県（以下「県」という。）が実施する調査に関する指針を次のとおり定める。

1 対象とする事業所

介護サービス情報公表制度における調査の対象は、法第115条の35第1項の規定により介護サービス情報を報告することを義務付けられた事業所又は施設（以下「事業所等」という。）で、毎年度策定する介護サービス情報の報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画において、原則として次の要件の事業所等を選定するものとする。

(1) 計画の基準日現在で、指定を受けた介護サービスを実施している事業所等で計画基準日の前年1年間における介護報酬の支払実績が100万円を超える事業所等。

ただし、同一所在地において複数サービスを実施している場合においては、主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては調査を行わないこととする。

(2) 平成28年度からの6年度間において、本調査を受けていない事業所等。

ただし、当該期間内に福祉サービス第三者評価、外部評価等の第三者による実地調査等が行われた場合は、当該事業所を除く。

(3) 上記の要件にかかわらず、調査が必要と認められる事業所等。

2 調査対象とする情報

基本情報及び運営情報のうち、県が必要と認める事項とする。

3 修正の指示

県は、調査の結果、報告内容が事実と異なると認めるときは、事業所等に対して修正を指示するものとする。

4 その他

本指針に定めのない事項については、茨城県福祉部長寿福祉課長が別途定める。

付 則

この指針は、令和4年12月5日から適用する。